

平成 26 年度第 1 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
議事概要

日時：2014（平成 26）年 7 月 15 日（火）14:00～16:00

場所：永田町ビル 4 階大会議室（東京都千代田区永田町）

議事

① 平成 25 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の実施結果および事業を巡る最近の情勢について

事務局より、資料に基づき実施結果の説明があった。

[主な質疑・意見]

○EU の木材規則、米国のレーシー法について、実態が良く解からない。日本の事業者も EU や米国に輸出するとき、どんな証明書をつければよいのかの情報がない。森林認証についても不十分だとの意見もあるが、どういう点が不十分なのか？

→（林野庁）先週まで、EU5 か国で現地調査をしてきた。対象としたのは EU のなかでも先進的な取り組みをしている国々である。まだ取り組みが始まったばかりで、EU 内でも法律がすでに整備されているところとそうでないところがあるなど足並みがそろっていない。リスクの高い国からのものを優先的にチェックしているところ。デューデリジェンスの面から事業者がどのような情報を得てチェックしているのかを調べているという段階で、現状ではチェックというよりどんな情報が足りないのか等アドバイスをしている。また、森林認証については民間の取り組みであり、それを法律に基づく制度の中で特別扱いすることは難しいとのことであった。日本を違法伐採のハイリスク国と認識を有している者はいないと思うので、純粋な国産材であれば、特段のチェックが入る可能性は低いと思う。

○ハイリスクの国のリストは公表されているのか？

→（林野庁）政府としてはそのようなリストは出していない。NGO（トランスペアレンシー・インターナショナル）が公表している corruption index（汚職指標）を参考にしている。ただ、これも判断材料の一つとして目安として使っているレベル。罰則が有効になるかどうかは、国内法が整備されてから初めて効力が出るので、まず法律の整備ができないと動けない。

○日本の合法性証明制度に対して EU 各国の評価はどうか？

→（林野庁）現段階では、判断材料の一つとしての扱い。

○この事業も今年で 9 年目とのことだったが、今までの結果をどのように受け止めればよいのか。効果があったとみてよいのか。認定事業者が大きく増え

- たとあったが、そもそもの分母（全事業者の数）はどれくらいあるのか？
- （事務局）分母は我々もつかみ切れていない。現在では、木材事業者と言ってもホームセンター（HC）からリフォーム業者まで木材を取り扱う事業者は複雑で、我々のような木材関連団体に所属している事業者すべてを合わせても、木材を取り扱うすべての事業者をカバーしているわけではない。
- 違法伐採対策としては効果が上がったとみてよいのか。合法木材の認知度がまだ低いとみてよいのか。
- （林野庁）事業者の数は増えたが、資料にもあるように合法木材の取扱量も確実に増えている。その意味では効果は出ていると言える。ただ、家を建てる実際の最終消費者への普及はこれからという面もある。
- 木質バイオマスの買い取り制度や、木材利用ポイント制度などがあって合法木材供給のインセンティブがある今のうちに、うまく取り組みを進めることが重要と考える。
- 座長：今までの事務局からの報告とその後のご意見によって、昨年度の事業報告については終了したい。

② 平成 26 年度違法伐採対策・合法木材普及推進事業の進め方について

事務局より、資料（事業の進め方案）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

- 団体認定による証明は信頼性の確保が重要である。そのためにもモニタリングは重要。各団体の取組みについても、第三者的な立場の機関がモニタリングするような仕組みが必要ではないか。また、モニタリングをするだけでなく、信頼性を高める仕組みも必要である。
- モニタリングをすることで信頼性の確保につながればよい。小規模な事業者はやり方を工夫しても資金の面で実施が難しいところもある。そういったところへの支援も必要ではないか。モニタリングの実施に当たっては、小規模事業者への対応も考えていかないと、自主的な取組みだけでは限界がある。
- モニタリングも重要だが、現状の評価をしてそのうえでできることとできない事の線引きが必要ではないか。
- モニタリングをしていないところは、第三者によるチェックがないと信頼性が担保できない。この事業は、小規模な事業者が取り残されないようにするための制度だった。大規模な事業者は森林認証に移行することもできるが。そろそろ制度自体の方向性を考え直した方が良いのではないか。
- チェックは全木連でやるのではなく、別の組織がやるのが重要。
- （林野庁）現在はガイドラインにモニタリングの要素は入っていないので、まずは認定団体によるモニタリングについて検討し、少しでも前に進めること

ができないかと考えているところ。将来的には第三者的な立場の人を入れることも考えられる。

- 消費者が外から見たときに、内輪でモニタリングをしているだけでは客観性がない。不正事例が見つかった時、制度自体の信頼性が損なわれる。この制度の今後にとっても、第三者機関を入れることは必要と考える。
- 輸入材の合法木材の証明比率は、だんだん増えてはきているが国産材に比較してまだ低い状態にある。輸入材を扱うものとしては、輸入業者が証明書をつけて売るだけでなく、それが川下まで合法木材を連鎖させることに重きを置くことが重要。一般の人が合法木材を使うメリットがないと、流通業者にも合法木材を扱うインセンティブがない。今は木材利用ポイントがインセンティブになるが、それがなくなったらどうなるのか。消費者からの合法木材を求める声があれば、それに応える体制はできている。
- 合法木材の制度は、そもそも違法伐採をなくすことを目的としていたはず。
- 消費者が自ら学んで自分で考えて商品を選ぶのが理想だが、今の日本で主体的に合法木材を求める消費者が一体どれくらいいるのか。毎年、地道に少しずつでも普及・啓発を進めていくのが現実的では。
- この 9 年間で認証材を使おうという意識が高まった。企業独自の証明方法はコストがかかりすぎる。買い手にとっては森林認証材を買うのがわかりやすいが、林認証をとりやすくする仕組みづくりも必要。
- JAS 法は終戦直後の粗悪な製品を排除するため作られた法律。JAS は製造過程で品質性能を確保して工場出荷時に表示している。合法木材の証明も JAS の中に入れるようにできないか。
- この制度は、あくまで違法伐採材を減らすためにできた制度であり、当初はいろいろな方面の人から意見を聞いて 100%でなくてもまずは始めようということで進みだした。8 年やってきて違法伐採が減ったのか、我々の作った仕組みがそれに役立ったのか。まだ、違法伐採が残っているなら、我々が考えていた以外の要因があったのではないか。今の制度をより良くしていくのと同時に、違う原因についても考えなくてはならないのかなと考えているところ。

③ その他

事務局からは特になし。委員からも特に意見は出ず、会議を終了した。

—了—